

# 茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## 1 基本方針の趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条に基づき、茨城県における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

## 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項 目	現 在	概ね 10 年後（平成 35 年度）※
耕地面積（①）	173,000 ha（H25 耕地面積）	173,000 ha（H25 耕地面積）
うち担い手が利用する面積（②）	45,396 ha（H22 集積面積）	114,180 ha
担い手への集積率（②／①）	26.2 %	66 %

※ 国の考え方に則して、現在の集積率の 2.5 倍を設定

## 3 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構が貸付けを行っている担い手の利用する農地の分散錯圃の状況を把握し、この解消を図ることにより、連担化・団地化を促進する。

## 4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

（1）農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして最大限に活用する。

この際、耕作放棄地の発生防止・解消が図られるよう十分配慮する。

（2）各市町村における人・農地プランの継続した見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

## 5 農地中間管理事業の実施方法

（1）農地中間管理機構から全ての市町村（農業委員会を含む）に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。

（2）市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託することができるものとする。

## 6 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プランの見直しのプロセスはもとより、新たな経営所得安定対策の推進などあらゆる機会において、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について周知徹底を図る。

## 7 関係機関・団体の連携及び協力

県と農地中間管理機構が中心となって、市町村（農業委員会を含む）、農業関係団体、株式会社日本政策金融公庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等が、密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。

## 8 基本方針の見直し

本基本方針については、情勢の変化や事業の進捗を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。